

倫理規程

特定非営利活動法人 日本フロアホッケー連盟

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）定款第3条に規定する設立目的に従い、広くインクルージョン社会の創造に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 本連盟は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 本連盟は、関連法令及び本連盟の定款、倫理規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

(私的利害の禁止)

第4条 本連盟の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 本連盟の役職員は、その職務の執行に際し、本連盟との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本連盟が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 本連盟は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 本連盟は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 本連盟の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(倫理委員会の設置)

第9条 本連盟は、倫理規定の遵守を確保するため、倫理委員会を設置して、倫理上の問題について、当連盟に対して訴え等があった場合又は委員長の判断により、倫理委員会を開催し、審議の結果を理事会へ報告する。

2 倫理委員会の委員の選任及び解任は、理事会が決定する。

(委員会の権能)

第10条 倫理委員会の権能

- 2 倫理委員会は、倫理上の問題について、その背景、影響、対応策等を審議し、の対応方針及び必要に応じて関係者の処分についての意見を付して、理事会へ報告するものとする。
- 3 倫理委員会は、必要に応じて、関係者の意見聴取を行うことができるものとする。
- 4 倫理委員会が、不利益処分を課すことを理事会へ報告する場合には、該当者の文書による弁明の機会又は意見陳述の機会を設けるものとする。
- 5 倫理委員会の審議結果は、委員の全会一致で決定するものとする。

(委員会の開催)

第 11 条 倫理委員会の開催

- 2 倫理委員会は、委員長が召集して開催する。
- 3 倫理委員会は、原則として全員の委員が出席して開催するものとする。
- 4 倫理委員会は、委員が出席して開催することが困難な場合には、スカイプ等の電子媒体又は書面による審議により開催することができるものとする。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟における 倫理に関するガイドライン

平成29年6月1日

< 趣 旨 >

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠であり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

特定非営利活動法人日本フロアホッケー連盟（以下「本連盟」という。）及び加盟支部・フロアホッケーに取り組む支部的組織は（以下「支部」という。）、フロアホッケーの普及振興を図り、インクルージョン社会の創造に寄与する、高い公益性と社会性を兼ね備えた組織団体として、その使命を担っている。

したがって、所属する役・職員はもとより、チームの監督・コーチ、レフェリー、インストラクター、競技者等においては、その社会的な使命や意義を自覚し、常にスポーツの基本であるルール、マナーを守り、フェアプレーの精神に則り行動することが求められる。

しかしながら、近年、スポーツ団体の中に暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人道的問題が発生していることは、誠に憂えるべき事態であるとともに、自らの組織団体においても十分な留意が必要である。

このような状況をも十分に考慮し、本連盟及び支部においては、常に公明正大でかつ健全化を目指した組織体制の整備と健全な組織運営を図っていく必要があり、そのためには必要な倫理に関する諸事項をガイドラインとしてまとめたものである。

本連盟及び加盟団体においては、役・職員、指導者（監督、コーチを含む）、主催・共催など関連する競技会・体験会・交流会などに携わるレフェリー・インストラクターをはじめとする運営関係者及び競技者等を対象として、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐため、次の各事項に照らし、必要な研修会等を行い、周知することが望まれる。

I 人道的行為に起因する事項

1 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

役・職員をはじめ監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等現場指導者に対しては、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底することが求められる。

- ① 組織の運営又はスポーツを指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い相手の人格を尊重して相互理解に努めること。
- ② 監督・コーチ等の指導的立場にある者は、競技者等への指導の際、暴力行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- ③ スポーツを行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

2 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役・職員、監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等現場指導者及び競技者等に対しては、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- ① 安易に性的言動、表現を行うことは、厳に慎むこと。
- ② 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- ③ 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになることを認識すること。
- ④ 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨を、はっきりと意思表示すること。

（注意…無視した場合は、「受け容れている」と相手に誤解される恐れがある。）

3 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者並びに競技者等の関係の在り方について相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めること。

- ① 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者並びに競技者等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して、人道的に反する行動や強要をしないこと。
- ② 役員及び監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を競技会・体験会・交流会などに携わる関係者及び競技者等に与えないこと。
- ③ プライバシー（個人的人権）の問題については、役員・監督・コーチ・レフェリー・インストラクター等指導的立場にある者及び競技者等がそれぞれ十分配慮すること。
- ④ レフェリー、インストラクターが行う指導等は、本連盟の規定・要項等を遵守し、自らの資格の範囲内で指導を行うとともに、前項①～③を厳守しなくてはならない。

II 適切な経理処理に起因する事項

1 経理処理について

本連盟及び支部は、公的な組織であることを認識し、適切な会計基準を作成し、その基準及び各団体の経理規程に則り正しい経理をするとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- ① 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。

② 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少數の担当役・職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

2 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう、罰則も含めて規定化すること。

- ① 組織内・外の金銭の横領など
- ② 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供應等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供
- ③ 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- ④ 組織内・外における不適切な指導又は監査

III 各種大会における選手の選考に関する事項

本連盟及び支部は、各種大会選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め周知するとともに、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

IV その他、一般社会人としての社会規範に関する事項

本ガイドラインに示す対象者は、特に、競技会等スポーツ活動に関わる時以外の日常生活においても、社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。